

○磐田市建設業関連業務委託に係る最低制限価格制度実施要綱

平成27年3月26日告示第28号

改正

平成29年6月5日告示第190号

平成31年3月28日告示第67号

令和5年3月30日告示第120号

令和7年5月16日告示第253号

磐田市建設業関連業務委託に係る最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、磐田市が制限付き一般競争入札及び指名競争入札により発注する測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設業関連業務」という。）の委託契約（以下「業務委託契約」という。）を締結しようとする場合における最低制限価格制度（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度をいう。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 この告示の対象となる建設業関連業務は、磐田市制限付き一般競争入札実施要綱（平成21年磐田市告示第42号）第2条に規定する建設業関連業務のうち、予定価格が100万円を超えるものとする。

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条 競争入札により業務委託契約を締結しようとする場合は、契約ごとに、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる入札書比較価格に対する価格（以下「最低制限価格」という。）を定めるものとする。

2 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった設計書、仕様書等に基づき算定するものとし、予定価格算出の基礎となった経費の合計額に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、最低制限価格算出の基礎となった額の合計額は、消費税及び地

方消費税を除いた予定価格算出の基礎となった設計額と同様の端数処理を行うものとする。

3 前項に定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格 ○○円」と記載し、更に、最低制限価格に消費税及び地方消費税を加えた金額を「（最低制限価格入札書比較価格 ○○円）」と記載する。

（入札参加者への周知）

第4条 最低制限価格制度の円滑な運用を図るため、入札の公告及び通知において、最低制限価格を設定している旨を、落札決定に当たっては予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者とする旨を明示するものとする。

（開札処理）

第5条 入札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者としないものとし、当該入札者に対して、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により落札者としない旨を通知するものとする。

（入札経過の整理）

第6条 入札執行者は、前条の決定を行った場合、入札結果表に当該入札をした者を失格と決定した旨を記載するものとする。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月5日告示第190号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成31年3月28日告示第67号）

この告示は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日告示第120号）

この告示は、令和5年5月1日から施行する。

附 則（令和7年5月16日告示第253号）

（施行期日）

1 この告示は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条の規定は、この告示の施行の日以後に執行する建設業関連業務委託

に係る予定価格について適用し、同日前に執行した建設業関連業務委託に係る予定価格については、なお従前の例による。